屋根の点検商法にご注意
「お宅の屋根が壊れているようだ」と言って「無料の点検」や「不要な工事」を勧める業者の訪問が増えています。ご注意ください。
問消費生活課 ☎3410-6523 FAX3411-6845

令和4年度 補正予算が成立しました

第2回区議会定例会において、令和4年度世田谷区一般会計第2次、学校給食費会計第1次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、新型コロナワクチン住民接種（4回目接種）をはじめとした新型コロナウイルス感染症防止対策や、生活困窮者等支援、原油価格・物価高騰に伴う小・中学校給食食材費の上昇等に速やかに対応するため、補正を行いました。

※補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

●各会計予算額

区分		補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計		3363億7931万円	**75億666万円**	3438億8597万円
特別会計	国民健康保険事業会計	823億6948万円	―	823億6948万円
	後期高齢者医療会計	233億8027万円	―	233億8027万円
	介護保険事業会計	699億2631万円	―	699億2631万円
	学校給食費会計	30億8758万円	**2億2484万円**	33億1242万円
合計		5151億4295万円	**77億3150万円**	5228億7445万円

※特別会計は、学校給食費会計のみ補正を行いました。　＊表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

問財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

世田谷区公契約条例とその取組み

この条例は、区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務等を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、地域経済の活性化、区民福祉の向上を図ることを目的としています。

この条例に基づき、区長の附属機関である「世田谷区公契約適正化委員会」からの意見も踏まえて、以下の取組みを実施しています。

●労働報酬下限額

予定価格が一定額以上の公契約において、事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額として「労働報酬下限額」を定めています。現在、工事請負契約では都の公共工事設計労務単価の85％相当額、委託業務等の契約では1時間あたり1170円としています。

また、労働報酬下限額に適用される公契約（下請負者・再委託先事業者を含む）では、労働報酬下限額周知カードの配布、事業所等へのポスター掲示及び周知確認書の提出をお願いしています。

●労働条件確認帳票

予定価格50万円を超える契約の締結にあたり、事業者の皆さんに労働条件確認帳票の提出をお願いしています。この帳票により、公契約に従事する労働者の賃金や労働時間等の労働条件が適正であることを確認しています。帳票はどなたでも経理課や教育総務課の窓口で閲覧できます。

●世田谷区建設工事総合評価方式入札

条例の趣旨を反映させ、ダンピングを防止し、品質と価格のバランスを競う入札をめざすため、建設工事総合評価方式入札を4年度から試行実施しています。

備詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問経理課 ☎5432-2965 FAX5432-3046

「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」の追補版を策定しました

3年7月に策定した「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」の5章において、各鉄道路線沿線の自転車利用環境の現状と課題を整理し、今後必要となる主な取組みを示しています。

計画策定時点では、2年度の放置自転車実態調査結果だけではコロナ禍の影響を受けた実態の把握が不十分であったため、3年度の調査結果を踏まえたうえで「新たな生活様式」の社会への浸透状況等を勘案しつつ、推計を行うこととしていました。

このたび、駅周辺の自転車の乗入台数に関する推計を行いましたので、追補版を策定します。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

貯水槽を設置・廃止された方は保健所に届出をお願いします

施設に貯水槽を設置、廃止、または所有者等を変更した場合には、ご連絡をお願いします。なお、飲み水の衛生と安全を保つために、年1回の貯水槽の清掃、月1回程度の点検等の維持管理もお願いします。

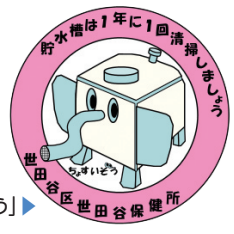

世田谷区貯水槽衛生管理普及啓発キャラクター「ちょすいぞう」▶

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2905 FAX5432-3054

「せたがやPay」30％還元キャンペーンを開催します　加盟店へも決済額の5％を還元します

急激な物価上昇に対する消費喚起・売上向上支援策として「せたがやPay」を活用したポイント還元事業を実施します。

あわせて、「せたがやPay」でお買い物をすることで加盟店を応援できるキャンペーンも実施しています。

（実施：世田谷区商店街振興組合連合会）

〈利用者への還元〉

実施期間／7月22日㈮～5年1月31日㈫ ※予算上限に達し次第終了。
キャンペーン内容／中小個店での決済額の30％分のポイントを還元
還元の上限／①7月22日～10月31日：1人あたり3万ポイント
②11月1日～5年1月31日：1人あたり4万ポイント

※チャージ額（コイン）を使用して決済した場合にポイントが付与されます。※1ポイント＝1円分相当です。
※付与されたポイントの有効期限は付与日から6か月後の月末です。
※利用方法等詳しくは、せたがやPay公式サイト（HPhttps://setagayapay.com/）をご覧ください。

せたがやPay公式サイト（アプリのダウンロードもこちらから）▶

〈加盟店応援キャンペーン〉

対象期間／7月1日㈮～5年1月31日㈫
※予算上限に達し次第終了。
キャンペーン内容／加盟店に「せたがやPay」決済額の5％を還元（上限20万円）

※中小企業基本法上の中小企業者または個人事業主が対象です。詳しくは、事業者支援キャンペーンサイトをご覧ください。

事業者支援キャンペーンサイト▶

問せたがやPay事務局（世田谷区商店街振興組合連合会）☎050-3647-3205（平日午前10時～午後6時）✉contact@setagayapay.com、商業課☎3411-6667 FAX3411-6635

区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール
午前8時～午後9時（年中無休）
☎5432-3333
FAX5432-3100

マーク概要
対対象（特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者）　日日時・日程
場会場　▶当日直接会場へ　講講師　費費用（特に記載がない場合、無料）
備ほかの情報（「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までが対象）
申申込方法　問問合せ先
ⓔはパソコン、ⓔはパソコン・スマートフォン（一部）で区のホームページ（右記二次元コード）から申込可。※一部対応できない機種があります。

ハガキ・ファクシミリ等の記入例
●あて先は各記事の申込先（住所の記載がないものは、〒154-8504世田谷4-21-27 世田谷区役所へ）
往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
●連記・重複申込不可
●特に条件のある場合は明記します

①行事名（コース）など
②住所
③氏名（ふりがな）
④年齢
⑤電話またはFAX番号
⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

●新聞を定期購読されていないご家庭に、本紙区のおしらせ「せたがや」を無料でお届けします。ご希望の方は、広報広聴課（☎5432-2009 FAX5432-3001）へ電話でお申し込みください。